

平成15年11月18日

裁判官の人事評価制度の整備に関する検討状況について その2

最高裁判所事務総局

第1 一般規則制定諮問委員会の第2回会議における審議の状況

- ・ 11月4日に開催された一般規則制定諮問委員会（第2回会議）において、前回の委員会で継続審議とされた評価結果の表示の方法、裁判所外部からの情報の取扱い、不服がある場合の手続等と、前回の当検討会で提起された問題について協議。

第2 一般規則制定諮問委員会における審議の結果

1 人事評価の実施（規則要綱（案）1）

裁判官の公正な人事の基礎とするとともに、裁判官の能力の主体的な向上に資するために、判事、判事補及び簡易裁判所判事について、人事評価を毎年実施するものとする。

（第1回会議）

- ・ 規則要綱（案）のとおり取りまとめられた。

2 評価権者（規則要綱（案）2）

(1) 人事評価は、判事及び判事補についてはその所属する裁判所の長が、簡易裁判所判事についてはその所属する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の長が、それぞれ行うものとするものとする。

(2) 地方裁判所又は家庭裁判所の長が行った人事評価については、その地方裁判所又は家庭裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の高等裁判所長官

が、調整及び補充を行うものとするものとする。

(第1回会議)

- ・ 規則要綱(案)のとおり取りまとめられた。

なお、地方裁判所長又は家庭裁判所長の評価権者については後記9参照。

3 評価項目(規則要綱(案)3(1))

人事評価は、事件処理能力、部等を適切に運営する能力並びに裁判官として職務を行う上で必要な一般的資質及び能力の評価項目について行うものとする。

(第1回会議)

- ・ 規則要綱(案)のとおり取りまとめられた。

(第2回会議)

評価結果の表示の方法(概要(案)の3(1)の*記載の論点)について、文章式と段階式を併用する方式がよいとする意見も出されたが、文章式を採用するということで取りまとめられた。

4 評価情報の把握(規則要綱(案)3(2))

評価権者は、人事評価に当たり、裁判官の独立に配慮しつつ、多面的かつ多角的な情報の把握に努めなければならないものとする。この場合において、裁判所外部からの情報についても配慮するものとするものとする。

(第1回会議)

- ・ 記載内容自体については、規則要綱(案)のとおり取りまとめられた。

(第2回会議)

裁判所外部からの情報の取扱いに関して、「裁判所外部からの有益な情報を広く得るために、そのような情報を受け付ける窓口を明確化する。具体的には、裁判官が所属する裁判所の総務課を窓口とする。裁判官の人事評

価に当たっては、情報の的確性を検証できるようにするという観点から、原則として、顕名により、具体的な根拠事実を記載して提供された情報について、考慮することができるものとする。ただし、個々の裁判の結論の当否を問題とするものなど、裁判官の独立への影響が懸念される情報は考慮することができない。」との運用の方針（概要(案)の3(2)の枠外の記載）について承認された。

さらに、管内の弁護士会、検察庁に対し、所属する弁護士、検察官が情報を有する場合には、その有する情報を上記窓口において受け付けることを積極的に周知依頼するということ（概要(案)の3(2)の*記載の論点の方法）で取りまとめられた。

当事者又は代理人に対し項目を示しての段階式評価アンケート方式により情報収集をすべきであるとの考え方（概要(案)の3(2)の*記載の論点の方法）は採用しないということを取りまとめられた。

以上の協議の結果、規則要綱（案）に追加すべき事項はないということ取りまとめられた。

5 書面の提出と面談（規則要綱（案）3(3)）

評価権者は、人事評価に当たり、裁判官から担当した職務の状況に関して書面の提出を受けるとともに、裁判官と面談するものとする。

（第1回会議）

- ・ 規則要綱（案）のとおり取りまとめられた。

6 ~~人事評価の結果~~評価書の開示（規則要綱（案）〔改訂（案）〕4）

評価権者は、裁判官から申出があったときは、その人事評価の~~結果~~を記載した書面（以下「評価書」という。）を開示するものとする。

（第1回会議）

- ・ 規則要綱（案）のとおり取りまとめられた。

（第2回会議）

規則要綱（案）4項の「人事評価の結果」を「『人事評価を記載した書面』（評価書）」と修正することに異論はなかった。

7 不服がある場合の手続（規則要綱（案）〔改訂（案）〕5）

- (1) 裁判官は、その~~人事評価の結果~~評価書の記載内容について、評価権者に対して、不服を申し出ることができるものとする。この場合において、評価権者は、必要な調査をするものとするものとする。
- (2) 評価権者は、(1)の申出に理由があると認めるときは、~~人事評価の結果~~評価書の記載内容を修正して、(1)の裁判官に修正後の~~人事評価の結果~~評価書の記載内容を通知し、(1)の申出に理由がないと認めるときは、(1)の裁判官にその旨を通知するものとする。

（第2回会議）

規則要綱（案）5項の(1)，(2)の「人事評価の結果」を「評価書の記載内容」と修正することに異論はなかった。

地方裁判所長又は家庭裁判所長が作成した評価書の記載内容に不服が申し出られた場合については、所長による検討の手続の後に高等裁判所長官が同様の手続をとることとされたが、通達事項にとどめるか、規則事項にまで高めるかについては、次回までに幹事において検討することとされた。

不服がある場合の手続について、以上の点を除き、規則要綱（案）5項について了承が得られ、評価権者以外の者に対する不服申立手続として第三者機関を設けるか否かという論点（概要(案)の5の*記載の論点）については、設けないということで取りまとめられた。

8 その他（規則要綱（案）6）

この規則に定めるもののほか，人事評価の実施に関し必要な事項は，最高裁判所が定めるものとする。

（第2回会議）

規則要綱（案）のとおり取りまとめられた。

9 法曹制度検討会において提起された問題について

（第2回会議）

(1) 地方裁判所長又は家庭裁判所長の人事評価について

地方裁判所長又は家庭裁判所長の評価権者を高等裁判所長官とすることで取りまとめられた。そのことを規則要綱（案）に盛り込むか，通達等で定めるかについては，次回までに幹事において検討することとされた。

(2) 高等裁判所長官の人事評価について

高等裁判所長官については，今回の人事評価制度における評価の対象としないということで取りまとめられた。

(3) 最高裁判所の裁判所会議との関係について

最高裁判所が下級裁判所裁判官の人事を最高裁判所の裁判所会議により決することなどを規則に明記する必要はないということで取りまとめられた。

審議の詳細は最高裁判所一般規則制定諮問委員会議事概要参照

第3 今後の予定

- ・ 一般規則制定諮問委員会は，次回12月5日開催予定